

## 健民運動協賛事業推進要領

### 第1 趣旨

ひろしま健康づくり県民運動推進会議（以下「健民運動推進会議」という。）の協賛会員及びひろしま健康づくり県民運動（以下「ひろしま健民運動」という。）に協賛する事業（以下「健民運動協賛事業」という。）については、この要領の定めるところによる。

### 第2 協賛会員の要件

協賛会員となることができるのは、次の要件に適合する団体又は事業主（以下「団体等」という）とする。

- (1) 健民運動協賛事業を実施すること。
- (2) 県内に活動の拠点があること。
- (3) 宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- (4) 特定の公職者等の推薦を目的とするものでないこと。
- (5) 暴力団等公序良俗に反するものでないこと。

### 第3 協賛会員の種別

協賛会員をつぎの2種類とし、定例報告会を招集し、事業報告を行うこととする。

- (1) 当推進会議の事業目的に賛同する会員を一般協賛会員とする。
- (2) 当推進会議の事業目的に賛同し、かつ年会費を納入する会員を特別協賛会員とする。  
なお、この特別協賛会員は各年度末における収支予算報告を受けることができる。
- (3) (2)の特別協賛会員は、毎年6月末日までに年会費を当推進会議所定の口座に振り込むこととする。

### 第4 協賛会員の登録

- (1) 協賛会員になろうとする団体等は健民運動推進会議（特別・一般）協賛会員登録申請書（様式1）を提出するものとする。また、特別協賛会員は特別協賛会費申請書（様式1-2）をあわせて提出する。
- (2) 登録申請の内容が適切であると認められるときは、健民運動推進会議（特別・一般）協賛会員名簿を、公表する。
- (3) 協賛会員は、健民運動推進会議退会届（様式2）を提出して、退会することができる。
- (4) 協賛会員が第2に定める要件に適合しなくなったとき又は、ひろしま健康づくり県民運動推進会議規約第2条の目的の達成を妨げるおそれのある行為を行ったときは登録を取り消す。

### 第5 健民運動協賛事業の要件

健民運動協賛事業は、健康づくりに関する県民一人ひとりの主体的な取組みの支援及び健康づくりの機運醸成（以下「健康づくり支援等」という。）に資する活動等であって、次

の基準に適合するものをいう。

実施主体 会員又は協賛会員

内容 次のいずれかに該当すること。

- ① 非営利目的の活動（健康づくり支援等の趣旨を損なわない範囲で営利行為を伴うものを含む。）
- ② 営利目的の事業に健康づくり支援等を目的とする活動の付加
- ③ 健民運動推進会議の取組みに対する継続的な協力又は支援
- ④ 上記以外で健民運動推進会議が特に認めるもの

## 第6 健民運動推進会議による支援

健民運動協賛事業については、必要に応じ、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 広報
- (2) 講師，運動指導者に関する情報など，事業の実施に必要となる情報の提供
- (3) 県，その他の関係団体等に対する支援の依頼又は調整
- (4) シンボルマーク等利用の便宜提供
- (5) 後援名義の提供

### 附 則

- 1 この要領は，平成25年4月1日から施行する。